

3. 地球規模課題への取組

(1) 環境・気候変動問題

環境問題についての国際的な議論は1970年代に始まりました。1992年の国連環境開発会議（UNCED、^{注27}地球サミット）、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」^{注28}での議論を経て、国際的にその重要性がより一層認識されました。2008年7月

のG8北海道洞爺湖サミットにおいては、環境・気候変動が主要テーマの一つとして取り上げられ、建設的な議論が行われました。環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいく必要があります。

< 日本の取組 >

● 環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題を解決するために活用しています。特に、急速な経済成長

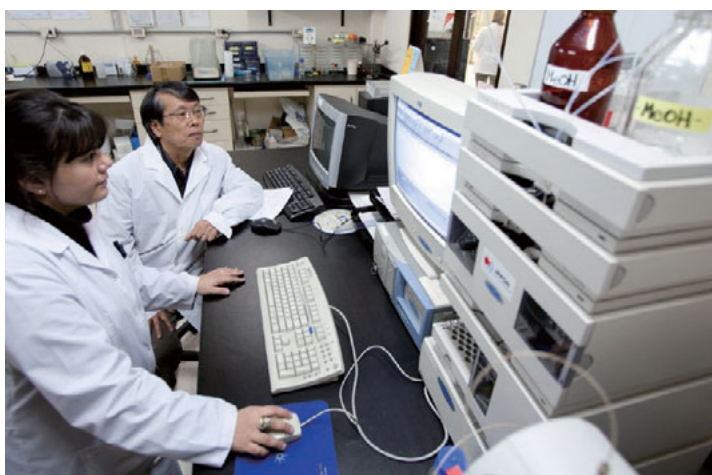
をとげつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策や生活環境改善（大気汚染対策、水質汚濁防止、廃棄物処理など）への支援を進めています。

● 気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて人間の安全保障（³²ページ図版参照）を脅かします。人類にとって差し迫った課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致団結した取組の強化が求められています。

2010年10月には、前原外務大臣がアバル・パプアニューギニア外務貿易移民相と共同議長を務め、名古屋で「森林保全と気候変動に関する閣僚級会合」を主催しました。この会合で、気候変動の重要な柱の一つである開発途上国における森林保全（REDD+）^{*注29}の取組を加速するための方向性を打ち出しました。また、同年12月にカンクン（メキシコ）で開催された国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）^{注30}では、日本は議長国メキシコをはじめとする各国と緊密に連携し、米国・中国等の温室効果ガスの主要排出国を含む包括的な国際枠組みの構築につながる「カンクン合意」が採択されました。カンクン合意では、気候変動分野の途上国支援のための基金である「緑の気候基金」の設立と、この基金の制度設計を行うための移行委員会の設

立が決定されました。日本はこの移行委員会の第2回会合を2011年7月に東京で開催するなど、この基金の制度設計プロセス（過程）に積極的に参加し、COP17での基本設計の合意に大きく貢献しました。さらに、温室効果ガスの排出削減に取り組む途上国や、気候変動の影響に対して脆弱な途上国に対し、2012年末までに官民合わせて150億ドル規模の援助の実施を表明しました。そのうち2011年10月末時点で125億ドル以上の支援を実施しています。



アルゼンチン「産業公害防止（産業排水及び廃棄物による汚染軽減のための技術力強化）」により機材を供与した国立水研究所で水質検査の技術指導をするシニアボランティア（写真提供：久野真一/JICA）

注27：国連環境開発会議 UNCED:United Nations Conference on Environment and Development

注28：持続可能な開発に関する世界首脳会議 WSSD:World Summit on Sustainable Development

注29：途上国における森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減等 REDD:Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation, in Developing Countries

注30：条約の締約国会議 COP:Conference of Parties



ブータン「ブータンヒマラヤにおける氷河湖決壊洪水に関する研究プロジェクト」氷河湖での探査中(写真提供:小森次郎)



パラオ「サンゴ礁モニタリング能力向上プロジェクト」地方の環境保全担当者を対象に生態学的モニタリングの訓練を実施(写真提供:PICRC)

このほか、2011年5月にセネガルの首都ダカールで行われたTICAD閣僚級フォローアップ会合において、アフリカ諸国との間でアフリカ低炭素成長に関する戦略の策定を提案し、アフリカにおける低炭素社会の構築^{*}のための取組を進めています。さらに、世界経済の成長センターであり、中国、インドなどの大量の排出国が集中する東アジア地域に対しては、低炭素技術の普及を促し、経済成長と温暖化対策の両立を図るための「東アジア低炭素成長パートナーシップ

構想」を提唱しています。

2011年末に南アフリカ・ダーバンで開催されたCOP17では、日本は交渉に対して建設的な提案を行い、積極的に議論に貢献しました。その結果、将来の枠組みへの道筋、京都議定書第二約束期間の設定に向けた合意、緑の気候基金の設立、およびカンクン合意の実施のための一連の決定、という4つの大きな成果がまとめられました。「緑の気候基金」については、その基本設計が合意され、設立に向けて前進しました。

●生物多様性

2010年10月に、愛知県名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)およびカルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOP5)^{*注31}が開催されました。この会議で、生物多様性条約を効果的に実施するための2011年以降の世界目標である「愛知目標(戦略計画2011-2020)」、^{*}遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)^{注32}について各締約国が具体的に実施すべき措置を規定した「名古屋議定書」、^{*}そして遺伝子組換え生物により生態系に損害が生じた場合の責任の範囲や対応措置を規定した「名古屋・クアラルンプール補足議定書」^{*}が採択されました。また、「愛知目標」の達成を目指す開発途上国の取組を支援するため「いのちの共生イニシアティブ」として、2010年から3年間で生物多様性の保全に役立つ分野に対し総額20億ドルの支援を発表しました。なお、日本は、名古屋議定書の早期発効と効果的な実施を支援するために地球環境ファシリティ(GEF)^{注33}への

名古屋議定書実施基金(NPIF)^{注34}の設立を主導し、2011年に10億円を拠出しています。

今後、これらの目標に向かって着実に取り組んでいくことにより、生物多様性を保全し、持続可能な利用を確保していくことがきわめて重要です。



国連総会における生物多様性ハイレベル会合でCOP10の主催国として演説する前原誠司外務大臣

注31：議定書の締約国会議 MOP: Meeting of the Parties

注32：遺伝資源へのアクセスと利益配分 ABS: Access and Benefit-Sharing

注33：地球環境ファシリティ GEF: Global Environment Facility

注34：名古屋議定書実施基金 NPIF: Nagoya Protocol Implementation Fund

生物多様性



生物多様性とは、地球上のたくさんの生き物と、それらがつながってバランスが保たれている生態系、さらに生物が過去から未来へ伝える遺伝子の個性までを含めた生命の豊かさのことをいう。

生物の多様性		
生態系の多様性	種の多様性	遺伝子の多様性
		
森林、湿原、河川、サンゴ礁など、様々な環境があること	動物、植物、細菌、微生物まで、多くの生物がいること（地球上の推定生物種（500万～3,000万種）	乾燥や暑さに強い個体、病気に強い個体など、同じ種の中でも個体ごとに違いがあること

生物に国境はなく、世界全体で生物多様性の問題に取り組むことが必要なことから、「生物多様性条約」がつくられました。その目的：①生物多様性の保全、②生物多様性の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生じる利益の公平に配分先進国から途上国への経済的・技術的な支援により、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を行っています。

2010年10月、愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）とカルタヘナ議定書第5回締約国会議（MOP5）が約3週間にわたり開催。COP10には、179の締約国、国際機関、NGO、先住民代表など1万3,000人以上が参加。また、地方公共団体、NGO、民間企業などによる約350のサイドイベントが同時開催され、11万8,000人を超える来場者がありました。

用語解説

* REDD

REDDは開発途上国における森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減に関し、過去の推移などをもとに将来の排出量の参照レベルを設定し、資金などインセンティブを付与することにより、参照レベルからの削減を達成しようとする考え方。森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増加に係る取組を含む場合には、「REDD+（プラス）」と呼ばれる。

* 愛知目標（戦略計画2011-2020）

「ポスト2010年目標」とも呼ばれている。中長期目標として「2050年までに人と自然の共生の実現」を、短期目標として2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を実施することを掲げ、「少なくとも陸域17%、海域10%を保護地域に設定して保存される」など20の個別目標を採択。

* カルタヘナ議定書

2003年に発効。国境を越えた遺伝子組み換え生物が自然界に放出されて、生物多様性の保全および持続可能な利用に悪影響を及ぼすのを防止するため、安全な移送、取扱い、利用について、十分な保護を確保するための措置を規定。

* 低炭素社会の構築

環境技術など、日本のすぐれた技術を活用し、高効率な発電所、持続可能な森林経営、省エネ・再生可能エネルギーの促進・制度整備、廃棄物管理の支援を通じて、二酸化炭素の排出量の少ない社会を構築すること。

* 名古屋議定書

ABS（遺伝資源へのアクセスとその利用から得られる利益の配分）に関する議定書。遺伝資源（医薬品や食品の開発につながる動植物や微生物）の利用から生じる利益を、資源提供者へ公平に分配することを、先進国を中心とする資源利用者に求める。

* 名古屋・クアラルンプール補足議定書

遺伝子組換え生物の輸出入により、生物多様性の保全などへ悪影響が生じた場合、「責任と救済」（誰が責任を負うのかを特定し、この責任事業者に対して損害の防止策や原状回復などの対応措置を求めること）を規定。

ブラジル

「アマゾン森林保全・違法伐採防止のためのALOS衛星画像の利用プロジェクト」 技術協力プロジェクト(2009年6月～実施中)

ブラジルのアマゾン地域では、違法伐採による森林減少が深刻な問題となっています。しかしながら、広大な熱帯林の違法伐採を地上パトロールで取り締まることは容易ではありません。この問題を解決しようと、日本はブラジルにて人工衛星を用いた違法伐採の発見に取り組んできました。衛星画像の利用で大きな課題となるのが、地表が雲で覆われる雨季への対策です。このプロジェクトは、日本の人工衛星に搭載されている雲を透過できるレーダーを用いて、地表が雲に覆われた雨季であっても違法伐採を発見できるよう、技術支援を進めています。

＊ALOS：Advanced Land Observing Satellite 陸域観測技術衛星



森林伐採地の検出を行う日本人専門家とブラジル側担当者
(写真提供：JICA)

南アフリカ

「気候変動予測とアフリカ南部における応用」 技術協力プロジェクト(2010年4月～実施中)

アフリカ南部は、自然環境に大きく依存した農牧畜業の従事者が多い一方、自然災害に対する社会基盤の整備が十分ではありません。そのため、気候変動が引き起こす異常気象の影響を受けやすい傾向にあります。そこで、日本と南アフリカ共和国の研究所は、アフリカ南部における気候変動による影響の軽減を目的に、気候変動予測の共同研究を進めています。本プロジェクトでは、アフリカ南部の気候に影響する大気と海洋の双方のモデルを使って地域気候変動を予測するという手法を用いており、エルニーニョ現象などの気候変動現象予測に成功しています。今後は、気候変動予測の精度を一層高め、その成果をインターネットや携帯電話等により地域住民に広く発信していく予定です。



西ケープ大学で講義を行う日本人研究者(写真提供：JICA)

(2) 感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症は、個人の健康のみならず、開発途上国の経済社会発展に影響を与える深刻な問題です。HIV/エイズと結核の重複感染や、従来の薬が治療効果を持たない多剤耐性・超多剤耐性の結核などの発生で、より深刻さを増していることも大きな問題です。また、新型インフルエンザやポリオなどの新興・再興感染症^{*}への対策を強化することも引き続き国際的な課題です。さらに、

シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」^{*}に関しては、世界全体で約10億人が感染しており、^{注35}開発途上国に多大な社会・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と緊密に連携して対策に取り組んでいます。

< 日本の取組 >

● 三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)

日本は「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)」を通じた支援に力を入れています。世界基金は2000年G8九州・沖縄サミットで、感染症の対策を初めて議論したのをきっかけに設立された、三大感染症対策の資金を提供する機関です。日本は生みの親として、2002年の同基金設立から2011年までに約14億ドルを拠出しました。この支援により、2010年末までに救われた命は650万人と推計されています。さらに日本は、2010年9月のミレニアム開発目標(MDGs)国連首脳会合において、世界基金に対して当面最大8億ド

ルを拠出することを表明しました。また、世界基金の支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、日本は二国間支援でも補完できるようにしています。保健システムの強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。(三大感染症、保健システムについては61ページ用語解説参照)

2011年6月、国連HIV/エイズ特別総会から10年となる節目を機に、世界のHIV/エイズをめぐる現状と対策の進み具合を確認するための国連HIV/エイズ・ハイレベル会合がニューヨークの国連本部にて開催



結核のワクチン接種(BCG)を受けるバングラデシュの赤ちゃん(写真提供:松川香菜)

されました。日本からは伴野外務副大臣を首席代表とする政府代表団が参加し、日本が震災後も変わらず国際的なHIV/エイズ対策に貢献していく決意を改めて表明しました。また、HIV/エイズ母子感染予防のための地球規模の計画(グローバル・プラン)の策定に当たり知識や技術面でも貢献を行いました。

二国間援助を通じたHIV/エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV/エイズ治療薬の配布システムを強化する支援などを行っています。特に予防についてより多くの人に知識や理解を広めること

注35：(出典)WHO "10 facts on neglected tropical diseases" http://www.who.int/features/factfiles/neglected_tropical_diseases/en/index.html



ニジェールで青年海外協力隊員の指導によりマラリア対策のために、ニームの葉を使って蚊よけ線香を作る(写真提供:玉井誠子)

や感染者・患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が精力的に取り組んでいます。

結核に関して日本は、「ストップ結核世界計画 2006-2015年」^{注36}に基づき、世界保健機関(WHO)が指定する結核対策を重点的に進める国や、まん延状況が深刻な国に対して、感染の予防、早期の発見、診断と治療の継続といった一連の結核対策を進めています。またHIV/エイズと結核の重複感染への対策も促進しています。2008年7月に外務省と厚生労働省は、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パート

ナーシップ日本で発表した「ストップ結核ジャパン・アクションプラン」に沿って、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界の年間結核死者数の1割(2006年の基準で16万人)を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んでいます。

乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについては、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援したり、国連児童基金(ユニセフ)(UNICEF)との協力による支援を行っています。

●インフルエンザ

日本は、2005年以来、新型インフルエンザ対策として、総額約4億ドル(2011年4月時点)の国際協力を実施しています。開発途上国におけるワクチン接種を支援するため、2009年9月、WHOを通じて約11億円の緊急無償資金協力を実施したほか、将来発生するかもしれない新型インフルエンザに備えるため、東南アジア諸国連合(ASEAN)^{注37}、アジア欧州会合(ASEM)^{注38}との協力でアジア地域における150万人分の抗ウイルス薬などの備蓄や供与を行いました。

また、二国間協力によって、インフルエンザが発生する状況を監視する体制を強化したり、ワクチンの生産能力を向上させる支援などを推進して国際社会に積極的に貢献しています。さらに、家畜として飼育されている鳥類(家きん)への感染症対策のために、国際獣疫事務局(OIE)^{注39}を通じてアジア・太平洋地域における協力体制を構築し、高病原性鳥インフルエンザ対策や野鳥の疾病の監視(サーベイランス)などを推進しています。

注36： ストップ結核世界計画 Global Plan to Stop TB 2006-2015

注37： 東南アジア諸国連合 ASEAN: Association of Southeast Asian Nations

注38： アジア欧州会合 ASEM: Asia-Europe Meeting

注39： 国際獣疫事務局 OIE: World Organisation for Animal Health

●ポリオ

日本は、根絶の最終段階を迎えているポリオについて、ポリオ常在流行国（ポリオが過去に一度も撲滅されたことのない国）であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFを通じたポリオ・ワクチン供与等を支援しています。また、2009年4月にタジキスタンおよび周辺国における感染拡大の緊急事態に対応するため、UNICEFを通じたポリオ・ワクチン供与に20万ドルの支援を行いました。また、パキスタンでは民間のゲイツ財団と連携して、円借款を通じた全国の5歳未満の子どもたち約3,200万人に対するポリオ・ワクチンの接種を行い、ポリオ撲滅を目的とした支援も実施しています。（ゲイツ財団との協力については28ページ参照）



ポリオワクチン接種を受けるバングラデシュの子ども（写真提供：三宅大作）

●顧みられない熱帯病

日本は、世界に先駆けて中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組み、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しています。フィラリア症についても、駆虫剤を供与し、

多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行が止まった状態の維持を目指しています。

●予防接種

予防接種は感染症疾患に対して、安価で効果的な手段であることが証明されており、毎年200万～300万人以上の命を予防接種により救うことができると見積もられています。^{注40}開発途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGAVIアライアンス（33ページ用語解説参照）に対して、日本

は2011年に初の拠出となる930万ドルの支援を行いました。GAVIを通じた支援により、2010年までに救われた命は582万人と推計されており、さらにMDGs達成期限である2015年までに420万人の命を救うことができると見積もられています。

注40：（出典）WHO “Health topics Immunization” <http://www.who.int/topics/immunization/en>

用語解説

＊新興・再興感染症

新興感染症：SARS（重症急性呼吸器症候群）・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症。

再興感染症：コレラ、結核などのかつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

＊顧みられない熱帯病

シャーガス病、デング熱、フィラリア症などの寄生虫、細菌感染症等を指す。感染者は世界で約10億人にのぼり、その多くが予防、撲滅可能であるにもかかわらず、死亡に至るケースがある。また感染者が貧困層に多いなどの理由で社会的関心が低いため、診断法、治療法、新薬の開発や普及が遅れている。

フィリピン

「レプトスピラ症の予防対策と診断技術の開発プロジェクト」
技術協力プロジェクト（2010年4月～実施中）

レプトスピラ症は、熱帯・亜熱帯を中心に広く分布し、人間に感染すると肝障害や腎不全、肺出血などの症状を引き起こし、死に至らしめることもある感染症です。全世界で年間50万人近くの患者がこの感染症にかかり、致死率は23%と推計されていますが（WHO（1999））、症状が他の感染症にとっても似ていることもあり、予防・診断には高度な専門的技術が必要とされています。フィリピンもレプトスピラ症の流行地であり、2009年10月の台風の際には被災地でまん延、多数の死亡者を出しましたが、予防・診断が困難であることもあり、有効な対策は講じられていません。そこで日本は、日本と被援助国双方の研究機関による共同研究を支援する科学技術協力の枠組みを通じて、レプトスピラ症に関する疫学調査や迅速診断法の開発等を積極的に支援しています。



検出作業中の研究者（写真提供：JICA）

タイ

「性感染症に係る症例管理技術」
第三国研修（2008年10月～2011年3月）

淋病・梅毒・HIV/エイズといった性感染症は、年間で約3億4,000万人の新規患者が発生しています。世界規模の深刻な公衆衛生上の課題となっているだけでなく、一見治ったように見えても、薬の服用中断などにより再感染することがあり、多くの開発途上国では有効な手立てがないのが現状です。

本研修は、日本・タイ両国の協力の下、アフリカの5か国（ボツワナ、ケニア、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ）から研修員をタイに招き、診断や治療だけでなく、カウンセリングや教育、パートナーへの対応なども含んだ症例管理技術について実践的な研修を実施するものです。2008年に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）でも謳われているとおり、アジアの経験をアフリカに伝えることで、世界的な課題の解決を目指しています。



アフリカの研修員に性感染症の検査方法を指導するタイ人講師（写真提供：JICA）

(3) 食料

2010年末の栄養不足人口は、国連食糧農業機関（FAO）によると、約9億2,500万人と依然として高水準が見込まれており、MDGsが掲げる「2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準（20%）の半数（10%）に減少させる」という目標の達成が危ぶまれています（2010年時点で16%）。紛争、自然災害の発生や食料価格の高騰により、食糧支援の必要性

は高まっています。また、社会的セーフティー・ネット（人々が安全で安心して暮らせる仕組み）の確立や栄養状態の改善、食料増産による需給バランスの改善、家畜の感染症への対策など、食料安全保障（すべての人が十分な食料を得る権利を持つことへの保障）を確立するための国際的な協調や多面的な施策が求められています。

< 日本の取組 >

このような状況を踏まえ、日本は、食糧援助を行っています。2010年度には、二国間食糧援助として19か国に対し計122億円の支援を行いました。国際機関を通じた支援では、主に国連世界食糧計画（WFP）を通じて、緊急食糧援助や、教育の機会を促進する学校給食プログラム、食料配布により農地や社会インフラ整備などへの参加を促し、地域社会の自立をサポートする食糧支援などを実施しています。2010年には世界各地で実施しているWFPの事業に総額約2億

1,441万ドルを拠出しました。

また日本は、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援を行っています。口蹄疫などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み（GF-TADs）^{注41}など国際獣疫事務局（OIE）やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。（農業については64ページ参照）



ボリビアで日本の貧困農民支援により、食料不足問題の解決を目的に提供された肥料を担ぐ女性（写真提供：Insumos Bolivia）



ウガンダの市場（写真提供：佐藤浩治/JICA）

注41：越境性感染症の防疫のための世界的枠組み GF-TADs: Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases

ザンビア

「食糧安全保障向上のための食用作物多様化支援プロジェクト (FoDiS)」 技術協力プロジェクト (2006年10月～2011年10月)

ザンビアの人々はメイズ（とうもろこし）を主食としており、80%以上の農家が重要な作物としてメイズを生産しています。しかし、大半の農家は小規模経営であり、雨水に依存したメイズ栽培を行っているため、数年に一度発生する干ばつの度に、国家レベルの食料危機に陥ってしまいます。そこで、日本は干ばつをはじめとする気候変動の影響を緩和するために、メイズに依存しない食用作物栽培の多様化支援を推進しています。本プロジェクトでは、乾燥に強いキャッサバやサツマイモなど芋類の植え付け材や、日本がアフリカで普及を促進しているネリカ米という陸稲の種子を小規模農家に配布して栽培支援を行い、ザンビアの食料安全保障に貢献しています。また、これらの種子の増殖や品種改良を担う研究機関の能力向上や、メイズ以外の主要作物が国内市場で流通するための仕組みづくりや加工技術の支援も併せて行っています。

* FoDiS: Food Crop Diversification Support Project for Environment of Food Security



収穫物のキャッサバを手にする農民。キャッサバは貴重なメイズ代替食料である (写真提供: JICA)

アフガニスタン

「アフガニスタンにおける学校給食～女子にも学ぶ機会をプロジェクト」 対WFP拠出金 (2011年1月～2011年10月)



アフガニスタン・ヘラート県の小学校で給食の高栄養ビスケットを手にする子ども。WFPが日本からの支援で配った (写真提供: WFP/Teresa Ha)

長引く国内の混乱や自然災害等の影響により依然として不安定な状況が続いているアフガニスタンにおいて、日本は国連世界食糧計画 (WFP) と協力して、学校給食事業を実施しています。学校給食は、子どもたちの栄養状態の改善のみならず、空腹を満たすことで勉強に集中できることや、貧しいことが原因で学校に通えない子どもたちが通学できるきっかけとなるなど、幅広い効果のある支援活動です。特に女子の就学率が低いアフガニスタンでは、学校給食と持ち帰り食料の両方を女子に提供することにより、各家庭における女子の就学への理解と協力を深め、男女間の教育格差を是正する取組を行っています。2011年には、WFPの学校給食への取組は公立学校に通うおよそ200万人の子どもたちを対象に実施され、意義深い支援となっています。

(4) 資源・エネルギー

開発途上国では、電気が供給されていない地域の人々が世界の人口の20%に相当する約13億人もいます。^{注42}電気やガスなどの電力供給のエネルギー・サービスの欠如は、産業の発達を遅らせ、雇用機会が失われ、貧困が進み、医療サービスや教育を受ける機

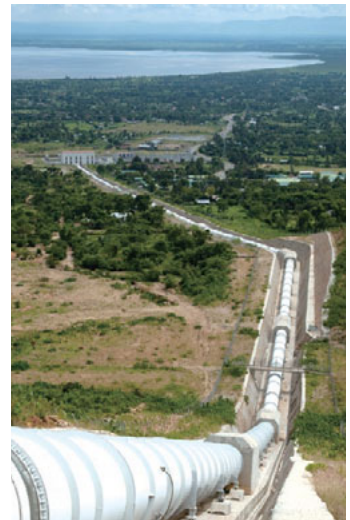
会が制限されるといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が不可欠です。

< 日本の取組 >

開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギー（水力、太陽光、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ（経済社会基盤）整備を支援しています。

資源国に対しては、その国が資源開発によって外貨を獲得し、自立的に発展できるよう協力し、鉱山周辺のインフラ整備など、資源国のニーズに応じた支援を行っています。それにより、総合的かつ戦略的な関係を構築・強化していきます。こうした支援を通じ、企業による資源の開発、生産や輸送が滞りなく行われるようにすることによって、エネルギー・鉱物資源の安定

供給を確保していくことができるようになります。国際協力銀行（JBIC）、^{注43}日本貿易保険（NEXI）、^{注44}石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）^{注45}による支援に加え、日本のODAを資源・エネルギー分野で積極的に活用していくことが重要です。



ケニア「ソンドウ・ミリウ/サンゴロ水力発電所建設計画」ビクトリア湖畔に建設された水力発電所。パイプラインの先に発電施設がある（写真提供：久野真一/JICA）

ペルー

「地熱発電開発マスタープラン調査プロジェクト」 開発計画調査型技術協力（2010年2月～2011年9月）

ペルーでは、アンデス山脈付近を中心に地熱資源が豊富に存在するとされており、ペルー政府は近年、再生可能エネルギー発電推進法などの法整備を進め、地熱を含む再生可能エネルギー発電の利用を促進する方針を打ち出しています。他方、ペルーではこれまでに地熱発電の実績はなく、技術・経験を有する人材が不足しています。このため、協力要請を受けた日本は、地熱発電開発のロードマップ（行程表）を示すマスタープランの策定と地熱資源情報の整備を目的とした調査に着手しました。本調査では、日本のすぐれた技術、知識・経験を活用し、主要な地熱地帯10地点での地質・地化学調査をはじめ、資源調査・評価、電力事情調査や法規制等に関する調査、さらに環境社会配慮に係る調査等を実施しています。同時に調査を通じたペルー側関係者への技術移転も行っています。地熱発電は、発電時に二酸化炭素を排出しないため、本調査により、地熱発電開発につなげることで、気候変動対策としても貢献が期待されています。



地化学調査（湧水温度測定）を行う日本の調査団とペルー側担当者（写真提供：JICA）

注42：（出典）国際エネルギー機関「2011年世界エネルギー展望」（2009年時点の推定）

注43：国際協力銀行 JBIC: Japan Bank for International Cooperation

注44：日本貿易保険 NEXI: Nippon Export and Investment Insurance

注45：石油天然ガス・金属鉱物資源機構 JOGMEC: Japan Oil, Gas and Metals National Corporation

(5) 防災と災害援助

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、土石流などによる災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が途上国の経済や社会の仕組み全体に深刻な影響を与えています。



パキスタン洪水被害に関する国連総会特別会合に出席し、潘基文国連事務総長と会談する藤村修外務副大臣

＜日本の取組＞

日本は、地震や台風など過去の自然災害経験で培われた自らのすぐれた知識や技術を活用し、緊急支援と並んで災害予防および災害復旧分野において積極的に支援を行っています。2005年には、神戸で開催された第2回国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005-2015」が採択されました。日本は国連などと協力してその世界的な実施を推進しています。

●国際緊急援助隊

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国の政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。人的援助としては、国際緊急援助隊の①救助チーム（被災者の捜索・救助活動を行う）、②医療チーム（医療活動を行

また、この会議において、日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表しました。そこで日本は、制度の構築、人づくり、経済社会基盤の整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」を自らの努力でなしとげることができるよう積極的に支援していくことを表明しました。

行う）、③専門家チーム（災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う）、④自衛隊部隊（大規模な災害が発生し、特に必要があると認められる場合に派遣される）の4つがあります。また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、発電機、毛布などを常に備蓄しており、災害が発生した時にはすぐに被災国に物資を供与できる体制にあります。さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関・赤十字に対し、緊急に実施される無償資金協力を行っています。

2010年度においては、パキスタン、インドネシア、ニュージーランドに対して計11チームの国際緊急援助隊を派遣し、ミャンマー、ハイチ、ガーナ、コロンビアなど14か国に対して計15件の緊急援助物資の供与を行いました。



パキスタンの洪水被害に対する支援の一環で、マラリア検査を行う国際緊急援助隊医療チーム（写真提供：JICA）

した。また緊急の無償資金協力については、2010年度に災害緊急援助としてハイチ、中国、チリ、パキスタン等の計12か国に対し約45億円、民主化支援としてスーダン、ハイチに対し約9億円を供与しました。

2011年10月には、タイにおける洪水被害に対し、2回にわたり合計5,500万円相当の緊急援助物資(救

援ボート用船外機等)を供与するとともに、国際緊急援助隊専門家チーム(上水道、地下鉄、空港施設の洪水対策専門家)を派遣、11月には10億円を上限とする緊急無償資金協力を実施するとともに、国際緊急援助隊専門家チーム(排水ポンプ車チーム)を派遣しました。



タイの作業員にポンプの設置方法を指導する日本人専門家(写真提供:JICA)



タイの工業団地で作業にあたる日本の排水ポンプ車。1台で毎分30m³の排水能力を持つ(写真提供:JICA)

●国際機関等との連携

日本は、2006年に設立された「世界銀行防災グローバル・ファシリティ」^{注46}への協力を行っています。このファシリティ(基金)は、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定などの能力向上および災害復興の支援を目的としています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と防災にかかわる国連機関や世界銀行などの国際機関が一堂に会しました。この総会で、防災への取組を議論する場として、「防災グローバル・プラットフォーム」の設置が決定され、2007年6月に第1回会合が開催されました。日本は、この組織の事務局である国連国際防災戦略(UN/ISDR)^{注47}事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、UN/ISDRの兵庫事務所が設置されました。

2011年5月には、スイスのジュネーブにて防災グローバル・プラットフォームの第

3回会合が開催され、世界各国から168か国および25の国際機関、65の民間団体・NGO等から2,600名以上が参加しました。日本からは東祥三内閣府副大臣(防災担当)が開会式に出席し、第3回国連防災世界会議を日本で開催する用意があることを表明したほ



エチオピア「アバイ渓谷地すべり対策調査プロジェクト」探査機を用いた地下探査方法を指導する日本人専門家(写真提供:JICA)

注46：世界銀行防災グローバル・ファシリティ Global Facility for Disaster Reduction and Recovery

注47：国連国際防災戦略 UN/ISDR: United Nations International Strategy for Disaster Reduction

注48：ASEAN防災人道支援調整センター AHAセンター: ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance

か、大規模災害に関するハイレベル会議を2012年に日本で開催することを検討している旨、表明しました。

神戸での第2回国連防災世界会議から6年が経過していることから、日本は、防災グローバル・プラットフォーム会合の場も活用しながら、国際社会における防災活動の基本的な指針となる兵庫行動枠組のフォ

ローアップに積極的に取り組んでいます。

また、インドネシア・ジャカルタに正式に開設されたASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）^{注48}に対して通信設備の支援や人材の派遣等面での協力を行っています。

パキスタン

「国家防災管理計画策定プロジェクト」 開発計画調査型技術協力（2010年3月～実施中）

パキスタンは、洪水、土砂災害、サイクロン、地震などの自然災害の脅威に常にさらされている国であり、2005年10月には北部地域で発生した大地震により、死者約7万5,000人を出す甚大な被害が発生しました。パキスタン政府は、この北部地震をきっかけとして、従来の事後対応中心の災害対策を根本から見直し、予防・軽減対応に軸を置いた防災体制強化に向けて国を挙げた取組が必要であるとの観点から、国家防災管理令の公布、防災行政の中心となる国家防災管理庁の設置を行いました。日本は、様々な災害の経験を経て培った法制度整備、防災人材の育成などの知識・経験に基づき、専門家派遣などによる技術協力を通じて、国家防災管理令の具体的な活動指針に位置付けられる国家防災管理計画の策定づくりを支援しています。またその過程において、国家災害管理庁（NDMA）*を中心としたパキスタン防災行政の体制整備、人材育成などの支援を行っています。

*国家災害管理庁 NDMA: National Disaster Management Authority

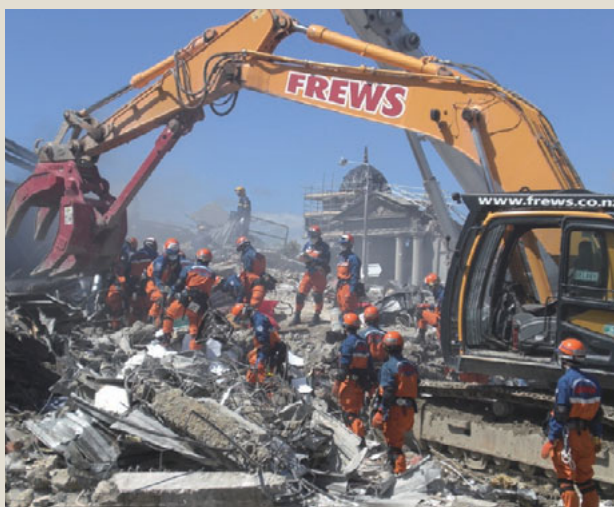


担当地域の防災対策についてグループ作業を行う防災担当職員
（写真提供：JICA）

ニュージーランド

「ニュージーランド地震への国際緊急援助隊派遣」 国際緊急援助隊（2011年2月23日～2011年3月13日）

2011年2月22日に発生したニュージーランド南島におけるマグニチュード6.3の地震により、富山外国語専門学校生をはじめとする日本人28人を含む185人が犠牲となるなど、クライストチャーチ市を中心に大きな被害が出ました。日本はニュージーランド政府からの要請を受け、救助チームをはじめとする国際緊急援助隊の派遣を決定し、行方不明者の捜索救助活動や被災者の心のケア等、現地の実情に即した効果的でスピーディーな援助を行いました。救助チームにあつては、ニュージーランド国内を航空機で移動する際に機内アナウンスで国際緊急援助隊が紹介され、同乗した乗客から拍手を受けるなど、心温まる激励を受けました。余震の不安の中、徹底した捜索・救助活動を行った救助チームをはじめとする国際緊急援助隊の貢献については、ニュージーランド政府および国民より高い評価と深い謝意が表明されています。



現地当局とともに、クライストチャーチ市内のビルでの捜索活動を行う国際緊急援助隊救助チーム（写真提供：JICA）

(6) 国境を越える犯罪・テロ

グローバル化やハイテク機器が進歩し、人々の移動の拡大などが進み、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体を脅かすものとなっています。薬物や銃器の不正な取引、不法な移民、女性や子どもの人身取引、現金の密輸出入、通貨の偽造および資金洗浄（マネーロンダリング）^{*}などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。国際テロ組織「アル・カーイダ」は、指導者であったウサマ・ビン・ラーディンが死亡したものの、その勢力は今でも軽視できません。特に、アル・カーイダの思想やテロ手法の影響を受けている関連組織による過激主義運動が新たな脅威となっています。国境を越えて進行する国際組織犯罪やテロ行為に効果があるよう対応するには、一つの国のみの努力では限りがあります。そのため各国に



青年海外協力隊員が活動するスリランカ唯一の女性専用更正施設。売春、麻薬などの軽犯罪者や浮浪者などが収容され職業訓練を受ける（写真提供：久野真一/JICA）

よる対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対処能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

< 日本の取組 >

●薬物対策

日本は国連麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物犯罪事務所（UNODC）^{注49}の国連薬物統制計画（UNDCP）^{注50}基金への拠出などを行い、アジア諸国を中心に開発途上国を支援しています。2010年度には、約138万ドルのUNDCP基金への拠出を活用して、ミャンマーにおける「けし（麻薬の一種であるアヘンの材料になる植物）」の不正栽培

を監視し、不正な合成薬物製造の調査を行う事業、東南アジアや太平洋地域における薬物統制に関する事業、ラオスにおける薬物統制計画を作成する支援事業などを実施しました。また、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を通じて、薬物犯罪者処遇についての研修を実施しました。

●人身取引対策と腐敗対策

日本は、2010年度には、UNODCの犯罪防止刑事司法基金（CPCJF）^{注51}に対し、9万ドルを拠出しました。さらに2011年8月には、日本が設置を主導した国連人間の安全保障基金を通じて、国際移住機関（IOM）^{注52}等が実施する「インドネシアにおける人身取引被害者の保護と能力強化」事業に対し、約236万ドルの支

援を決定しました。

人身取引対策については、被害者の緩和ケア（芸術療法等を通じた心理ケア）および社会復帰のための支援に重点的に取り組んでいます。これまでにCPCJFへ拠出することでタイのパタヤにおける人身取引対策プロジェクト（人身取引および性的搾取からの子ども

注49：国連薬物犯罪事務所 UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime
注50：国連薬物統制計画 UNDCP: United Nations International Drug Control Programme
注51：犯罪防止刑事司法基金 CPCJF: Crime Prevention and Criminal Justice Fund
注52：国際移住機関 IOM: International Organization for Migration

もの保護)を実施しました。また、フィリピンの人身取引に関する捜査実務手続の基準を促進するための警察支援を実施します。さらに、今後も東南アジアを中心に支援を行っていくことを検討しています。また、日本で保護された被害者については、IOMを通じて被害者の安全な帰国と本国での社会復帰を支援しています。さらに日本は、不法移民・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への支援も行っています。

腐敗対策については、CPCJFへ拠出することで、これまでにベトナムにおける腐敗防止対策セミナーの開催を支援し、日本のODAの受取国でもある同国に

おいて腐敗対策の取組を強化することに貢献しました。今後、他の東南アジアにおいて同様のセミナーを実施するよう、UNODCと協議中です。

UNAFEIを通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、様々な研修・セミナーを実施しました。これらの研修・セミナーは、「証人・内部通報者の保護および協力の確保」、「腐敗予防」など国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点をテーマとしており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

●テロ対策

テロリストにテロの手段や安住の地を与えないようにし、テロに対する弱点を克服するように努めなければなりません。日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に、テロ対策能力向上のための支援をしています。特に2006年以降、テロ対策等治安無償資金協力が創設され、日本は開発途上国でのテロ対策の支援を強化しています。

とりわけ日本と密接な関係にある東南アジア地域におけるテロを防止し、安全を確保することは、日本にとっても重要であり、より力を入れて支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空の保安、港湾・海上の保安、税関での協力、輸出の管理、法執行のための協力、テロ資金対策(テロリストやテロ組織への資金の流れを断つための対策)、テロ防止に関連する諸条約などの各分野において、機材の供与、専門家の派遣、セミナーの開催、研修員の受入れなどを実施しています。

たとえば、日本は1987年度から2010年度まで毎年「出入国管理セミナー」を開催し、東南アジア諸国などの出入国管理行政機関の担当者を招き、情報・意見交換を通じて相互理解を深め、協力関係を強化しました。これは各国の出入国管理業務に携わる職員の能力

の向上にもつながっています。

2011年2月には南アジア諸国等からテロ対策の関係者を招き、テロ防止関連条約の理解を深め、条約の締結を促進することを目的としたセミナーを開催しました。さらに、日本は2010年度にUNODCテロ防止部へ約4万8,000ドルの拠出を行い、インドネシアを中心としたASEAN諸国に対しテロ対策法整備のための支援を実施しました。また、2011年1月、アフガニスタン等におけるテロ対策のためにUNODCのテロ防止部へ175万ドルの拠出を実施しました。



タイ「メコン地域における税関リスクマネジメントプロジェクト」メコン側のタイとラオスを結ぶ友好橋のたもとにある通関事務所を通関業務の進め方を確認する日本人専門家とタイ通関職員
(写真提供:久野真一/JICA)

●海賊行為への対策

日本は、エネルギーや食料資源の輸入、また、貿易の多くを海上輸送に依存している海洋国家です。テロ・海賊対策といった、海上の船の航行を安全に保つための対策は、日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題です。加えて、海上の安全は、地域の経済発展を図る上でもきわめて重要なものです。近年、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾では、海賊事案が多発しています。国際社会全体による取組は、一定の成果を挙げているものの、海賊による攻撃の発生件数は年間219件(2010年)に達しており、発生海域もソマリア沖・アデン湾からインド洋西部全体に拡大し、船の航行の安全にとって大きな脅威となっています。

こうした脅威に対し、日本は2009年6月に成立した「海賊対処法」に基づき、海上自衛隊の護衛艦2隻およびP-3C哨戒機^{しょうかいき}2機をソマリア沖・アデン湾に派遣し、海賊対処行動を実施しています。また、海賊行為があった場合の逮捕、取調べ等の司法警察活動を行なうため、海上保安官が護衛艦に同乗しています。

ソマリア沖の海賊問題を解決するためには、こうした行動に加え、沿岸国の海上取締り能力の向上や、海賊による被害の増加の背景にある不安定なソマリア情勢の安定化を含めた多層的な取組が必要です。これらの

取組の一環として日本は、国際海事機関(IMO)^{注53}の基金を設立するために中心となって働きかけ、ソマリア周辺地域における海賊対策の訓練センターや情報共有センターを設立するなど、これまで1,460万ドルを拠出しています。

また、海賊に対する訴追を支援するためにUNODCの基金に対し、累計150万ドルを拠出しています。ほかにもJICAと海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。さらに、ソマリアにおいて和平が実現するように2007年以降、ソマリア国内の治安の強化、および人道支援・インフラ整備のために約1億8,400万ドルの支援も実施しました。



海上保安庁の協力を得た「アジア・中東海上犯罪取締り研修」巡視船の操舵室で、日本の海上保安官から研修を受けるアジア・中東の海上保安機関や沿岸警備隊職員(写真提供: JICA)

用語解説

* 資金洗浄(マネーロンダリング)

犯罪行為によって資金を得たり、収益をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。例) 麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。

注53：国際海事機関 IMO: International Maritime Organization
2012年1月1日より、IMO事務局長に関水康司前IMO海上安全部長が就任した

フィリピン

「フィリピン海上保安教育・人材育成管理システム開発プロジェクト」 技術協力プロジェクト(2008年1月～実施中)

フィリピンは日本と同じく海に囲まれた島嶼国^{とうしょ}であり、海上輸送を主要な交通手段の一つとしています。しかし、その周辺海域では天災・人災により海難事故が毎年多発しています。また、海上保安の体制が不十分であることから、死亡者・行方不明者がきわめて多くなっているほか、タンカーの油流出事故による環境汚染、密輸その他の不法行為、テロ・海賊行為などにも十分に対応できていません。こうした背景を受け、日本は海上保安庁の協力の下、これまでフィリピン沿岸警備隊に対して様々な課題に対応するための技術協力を進めてきています。現在は、日本がこれまでに協力してきた内容も含め、フィリピン沿岸警備隊が自ら必要な人材育成を行っていきけるようにするための教育・訓練システムの整備を支援する取組を進めています。



消火訓練の実習(写真提供:JICA)

海賊行為が多発している海域



(出典) 国際海事局 IMB: International Maritime Bureau